福島県補助事業

介護福祉士の資格を取得し、
介護・福祉の職場を目指す方の学費をサポート！！

介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度

申　込　締　切　：　令　和　８　年　１　１　月　３　０　日　（　月　）　必　着

この制度は、介護・福祉の職場で働く人材の育成・確保を目的として実施している実務者研修受講資金の貸付事業です。貸付条件を満たした場合、貸付金の返還免除の優遇を受けることができ ます。

貸付対象

①介護福祉士実務者研修施設に在学し、卒業後、福島県内において介護の業務に従事しようとする方
②県内に住民登録をしている方又は 県内の介護福祉施設（事業所等）に勤務している方
③実務者研修施設を修了する年度の3月31日までに、常勤の介護職として従業期間・日数が介護福祉士国家試験の実務経験として認められる期間（3年以上）を満たす見込みの方
④実務者研修施設を卒業後、1年以内に介護福祉士国家試験を受験する意思のある方

貸付金額

20万円以内　（実務者研修受講中に1回限り）

貸付対象となる経費

・受講料　・教材費　・参考図書、学用品、交通費　・受験対策講座の受講料
・国家試験受験手数料　など

返還免除条件等

①実務者研修施設を卒業した日から1年以内に国家試験を受験
（不合格の場合は猶予期間あり）
②介護福祉士の登録
③福島県内において介護の業務に2年間、従事したとき

⇩

全額返還免除

※介護福祉士未登録、介護職を離職し他業種へ転職又は県外へ転職の場合は貸付金を返還していただきます。

申請方法

受講する介護福祉士実務者研修施設にお申込みください。
（実務者研修施設の推薦が必要です。）

詳しくは、受講を予定している介護福祉士実務者研修施設にご相談ください。

【お問い合わせ先・申込先】
社会福祉法人福島県社会福祉協議会　人材研修部　施設支援課　TEL 024-523-1256
〒960-8141　福島市渡利字七社宮111

ホームページ　**福島県社会福祉協議会**　https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/

令和８年度版

実務者研修受講資金申請手続きの流れ

1　実務者研修施設（在学）へ所定の申請書類を提出

①貸付申請書（様式1）
②申請者の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書
③申請者の住民票抄本(申請日より3か月以内に発行されたもの）
④連帯保証人の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書
⑤実務経験証明書（様式2）

2　実務者研修施設

受講生の申請書を取りまとめ、推薦書（様式1裏面）に署名し提出してください。

3　.福島県社会福祉協議会へ所定の申請書類を提出

4　貸付の審査・決定

福島県社会福祉協議会において、提出書類に基づき審査し、決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を在学中の実務者研修施設へ送付します。

5　借用証書等の提出

借用証書等の作成にあたっては、申請者・連帯保証人それぞれ署名・捺印してください。
申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙が必要です。
※貸付承認通知書到着後、14日以内に実務者研修施設を通じて福島県社会福祉協議会へ提出してください。

6　貸付金の送金

福島県社会福祉協議会から、申請者の口座に貸付金を送金します。

7　返還猶予申請書・業務従事届の提出

介護福祉士資格取得・登録後、福島県内で介護の業務に従事している2年間は返還を猶予しますので、返還猶予申請書を提出してください。
毎年4月10日まで業務従事届の提出が必要です。

8　返還免除の申請（2年後）

申請者（借受人）は、介護職員として2年間業務に従事後、返還免除申請をしてください。
福島県社会福祉協議会で審査の上、返還免除を決定します。